お知らせ 国保への加入脱退の届け出を忘れずに！

問 住民課(役場2階)
☎823-9206　FAX.823-9627

●次のような場合、国保加入の届け出が必要です。

① 他の市町村から転入した時
② 職場の健康保険の適用を受けなくなった時
③ 職場の健康保険などの被扶養者からはずれた時

注意点

・保険税は、国保の資格を取得した日から発生します。届け出をした時からではありません。
・届け出をしない場合、医療費の窓口負担金が一時的に「全額自己負担」となります。

●次のような場合、国保脱退の届け出が必要です。

① 他の市町村に転出する時
② 職場の健康保険の適用を受けるようになった時
③ 職場の健康保険の被扶養者になった時

注意点

・脱退ができていないと、保険税を正しく計算することができないため、本来納付する必要のない保険税を支払ってしまうことがあります。
・国保資格を失っているのにマイナ保険証または資格確認書を使用した場合、国保が負担した医療費を返金する手続きが必要な場合があります。

お知らせ 国民年金の「任意加入制度」

問 住民課(役場2階)　☎823-9206　FAX.823-9627
広島南年金事務所　☎253-7710

国民年金には、本人の申し出により国民年金保険料を納めることができる「任意加入制度」があります。制度を利用することで、年金額が増える場合や、年金の受給資格を得られる場合があります。令和7年度の保険料額は17,510円で、保険料の納付方法は原則口座振替です。

●制度を利用できる人

・日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
※年金の受給資格期間を満たしていない場合、65歳以上70歳未満の人まで加入できます。
・日本国外に住所を有する20歳以上65歳未満の日本国籍の人

●加入の条件

(1) 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない
(2) 20歳以上60歳未満の期間の保険料納付月数が480月(40年)未満
(3) 厚生年金保険、共済組合などに加入していない
※(1)～(3)の条件を全て満たしている人が対象です。

●申し出に必要なもの

年金手帳(基礎年金番号通知書)・本人確認書類・通帳・金融機関届出印

お知らせ 下水道事業受益者負担金

問 上下水道課(役場3階)
☎823-9214　FAX.823-9839

8月は一括納付・分割納付第1期分の納付の月です。

●今年度に賦課対象区域になった人

下水道事業受益者負担金は、分割で納める方法と、一括で納める方法があります。一括で納める場合は、報奨金が交付されます。7月下旬に分割用の納付書と、報奨金を差し引いた一括用の納付書を送付しました。いずれかを選んで、納期限(9月1日(月))までに納付してください。

●昨年度以前に賦課対象区域になった人

分割納付用の納付書を7月下旬に送付しましたので、納期限(9月1日(月))までに納付してください。

●受益者・住所などの変更

受益者負担金の納付途中または徴収猶予期間中に、売買などの理由により受益者に変更があった場合は、必ず「受益者変更届」を提出してください。

提出のない場合は、引き続き負担することになります。

住所を変更した場合にも「住所等変更届」を提出してください。

下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

お知らせ 福祉事業所製品販売会 @役場

問 社会福祉課(役場2階)
☎823-9207　FAX.823-9627

障がいのある皆さんが一つ一つ丁寧に作ったお菓子や食品、雑貨などを販売します。

日付	時間	事業所名	製品
8月5日(火)	11時45分～12時30分頃	はぐくみの里	パン、クッキー、お茶、昆布など
8月7日(木)	11時45分～12時30分頃	ユキ園	パウンドケーキ、シフォンケーキなど
8月22日(金)	11時30分～12時30分頃	ポーポーの木	パン、クッキーなど
8月26日(火)	11時45分～13時頃	海田なかよし実習所	クッキー、焼き菓子など
8月27日(水)	11時45分～12時45分頃	安芸の郷	パン、クッキー、自主製品など

●場所　町民交流スペース(役場1階)
※完売時は終了時間前に終了することがあります。
※都合により、休みとなる場合があります。
変更の際は海田町ホームページにてお知らせします。

お知らせ ひとり親家庭等のための就業支援講座

問 広島県ひとり親家庭サポートセンター
☎227-2377

就職のために必要な資格取得を支援する講座を開催し、海田町では「医療事務講座」を開催します。くわしくは、広島県ひとり親家庭サポートセンターのホームページを確認してください。

●対象　母子家庭の母、父子家庭の父、ひとり親家庭の児童(18歳以上20歳未満)、寡婦、離婚前の困難を抱える母または父(離婚調停中など)
●実施期間　9月13日(土)～11月22日(土) (全10回)
●場所　織田幹雄スクエア
●費用　無料(検定料は自己負担)
●募集期間　8月1日(金)～8月31日(日)
●申し込み　広島県ひとり親家庭サポートセンターのホームページから申し込んでください。

お知らせ 令和7年国勢調査を実施します

問 かいたブランド課(役場3階)
☎823-9212　FAX.823-9203

10月1日を基準日として国勢調査を実施します。
9月中旬から調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布します。
回答は、かんたん便利なインターネット回答がおすすめです！
国勢調査へのご理解・ご回答をよろしくお願いします。

●国勢調査をよそおった「かたり調査」に注意してください

調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」を携帯しています。また、国勢調査では銀行口座やクレジットカード番号などを聞くことはありません。
不審に思った際には、かいたブランド課まで連絡してください。

お知らせ 戸籍に記載される振り仮名の通知が届きます

問 住民課(役場2階)
☎823-9205　FAX.823-9627

戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。戸籍に記載される氏名の振り仮名の通知書が、ご自分の本籍地から7月～8月にかけて発送されます。通知に記載の振り仮名に誤りがある場合は、令和8年5月25日(月)までに正しい振り仮名の届出を行ってください。

なお、誤りがない場合は、届出は不要です。届出がない場合、令和8年5月26日(火)以降に通知の振り仮名が戸籍に記載されます。

くわしくは法務省のホームページを確認してください。

お知らせ 児童扶養手当を受給されている人へ ～現況届の提出をお忘れなく～

問 こども課(役場2階)
☎823-9227　FAX.823-9627

ひとり親家庭などが対象の「児童扶養手当」を現在受給している人は、8月に現況届を提出する必要があります。この届は、受給資格の要件を確認するための大切な手続きです。該当者には7月末に書類を送付していますので、8月中に手続きをしてください。

お知らせ 事業承継特設ページのご案内

問 資産活用課(役場3階)
☎823-3152　FAX.823-9203

令和7年度広島中央地域連携都市圏事業として、事業承継に関する特設ページが作成されました。後継者不在に悩んでいる事業者を対象としており、特設ページを活用することで、後継者を募集することができます。事業者と後継者のマッチングが全力でサポートされます!!

後継者不在に悩んでいる事業者は、ぜひ特設ページを利用してください。▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶

同時に、町内の「後世に残したいお店」に関する口コミを募集しています。右の二次元コードより口コミを募集しておりますので、「あのお店を残してほしい」という皆さんの声を聞かせてください。▶▶▶

●口コミ募集期間　9月30日(火)まで

「こどもの人権110番」強化週間 なやみがあったら相談してね！

問 社会福祉課(役場2階)
☎823-9207　FAX.823-9627

友達から「いじめ」にあって学校にいきたくない、おうちの人にいやなことをされる、大人から暴言・暴力をうけているなど、先生やおうちの人にははなしにくいけど、このままではどうしていいかわからない、だれもきづいてくれない……

このような悩みがあったら、迷わず相談してください。

8月27日(水)～9月2日(火)は、全国一斉「こどもの人権110番」強化週間として、相談時間をひろげて相談をうけつけます。

こどもの人権110番でんわ ▶ ☎0120-007-110
LINE(ライン) ▼

●強化週間中の相談時間
8時30分～19時(月曜日～金曜日)
ただし、土・日曜日は10時～17時
※ふだんは、8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)にうけつけています。